

退任民生委員児童委員に対する感謝状及び記念品贈呈要綱

(趣旨)

第1条 民生委員児童委員（以下「民生委員」という。）として、多年にわたり献身的な活動をした者が退任した場合及び民生委員在任中に死亡した場合において、その労苦に報い、感謝の意を表するために市より感謝状及び記念品を贈呈する。

(対象者)

第2条 感謝状の贈呈は、民生委員が次の各号のいずれかに該当するときに行なうものとする。

- (1) その職に引き続き6年以上勤めた者が退任したとき。
- (2) その職に引き続き3年以上あった者が在任中に死亡したとき。
- (3) 前号に該当しないが、これに匹敵する顕著な業績を残し、他の模範であると認められる者が退任したとき。

2 記念品の贈呈は、民生委員が退任した場合及び在任中に死亡した場合に行なうものとする。

(感謝状の種類)

第3条 感謝状の様式は、次のとおりとする。

- (1) 前条1項(1)および(3)に該当するときは様式1による。
- (2) 前条1項(2)に該当するときは様式2による。

(感謝状・記念品の贈呈)

第4条 市は、第2条1項(1)および(3)に該当する者については感謝状を本人に贈呈し、同項(2)に該当する者については感謝状を遺族に贈呈する。

2 市は、第2条2項に基づき記念品を贈呈する際には、様式3を添えて本人または遺族に贈呈する。

(その他)

第5条 民生委員一斉改選時における感謝状及び記念品の贈呈は、この要綱によらず、その都度、別途定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年５月１４日から施行する。

様式 1

感 謝 状	〇 〇 〇 〇 様
あなたは多年にわたり民生委員・児童委員として社会福祉の増進に尽力されその功績は誠に多大であります	
よってここに深く感謝の意を表します	
年 月 日	船橋市長

様式 2

感 謝 状	〇 〇 〇 〇 様
あなたは民生委員・児童委員としてその職務にはげまれ社会福祉の増進に貢献されました	
よってその業績に対し感謝の意を表します	
年 月 日	船橋市長

様式 3

あなたは、民生委員・児童委員として社会福祉の増進に尽力されました。
このたび、退任されましたが、その御労苦に対しまして記念品を贈呈し、感謝の意を表します。

年 月 日
様

船橋市長

感謝状・記念品の種類

退 任 者 の 別		感謝状		記念品
		様式 1	様式 2	様式 3 を添えて
①	引き続き 6 年以上勤めた者が 退任した場合	○		○
②	引き続き 3 年以上勤めた者が 在任中に死亡した場合		○	○
③	上記①、②には該当しないが、これに匹敵する顕著な業績を残し、他の模範であると認められる者が退任した場合	○		○
④	上記①、②、③に該当しない者が退任した場合			○